

児童福祉施設 勤務証明書



- 特例制度における実務経験の証明には使用できません。「様式2 実務証明書」を使用してください。
- 合格科目の免除期間延長申請の証明には使用できません。「様式3」「様式4」を使用してください。
- 消せるボールペン、鉛筆での記入不可。訂正箇所には公印での訂正印が必須です。

証明者に裏面の【記入例】および別紙(A3用紙)「作成にあたっての注意事項」を見せて作成してください。(HPでも掲載しています。)

勤務者氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
-------	------	---	---	---	---

勤務施設 複数の施設における勤務期間・勤務時間を合算する場合や同一施設でも勤務期間中に施設の概要が変わる場合は、それぞれの施設ごとに証明書(本様式)が必要になります。

施設名	※法人・自治体の場合は勤務施設名も必ず記入				
勤務施設所在地	電話番号	※本証明書についての問い合わせ先を記入			

児童福祉法第7条第1項によって定められた児童福祉施設

施設の概要

いずれか1つに○してください。

① 認可保育所(保育所型認定こども園を含む) ※利用定員20人以上	③ 乳児院	④ 母子生活支援施設
② 助産施設	⑤ 幼保連携型認定こども園	⑥ 児童厚生施設(児童館)
⑦ 児童養護施設	⑧ 障害児入所施設	⑨ 児童発達支援センター
⑩ 児童心理治療施設	⑪ 児童自立支援施設	⑫ 児童家庭支援センター

⚠ 「認可外保育施設」・「小規模保育事業(小規模保育所)」・「放課後等デイサービス」・「放課後児童クラブ」・「認定こども園(幼稚園型・地方裁量型)」の方はこの証明書は使用できません。保育士試験事務センターまでお問い合わせください。

認可等年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	※勤務先施設が児童福祉施設の設立認可を受けた年月日を記入してください。
--------	---	---	---	---	-------------------------------------

変更前の施設について(認定こども園以前が幼稚園等)	施設名	施設の概要	認可等年月日	施設名	施設の概要	認可等年月日	※変更前の施設が認可外保育施設等(上記1~12以外)の場合は保育士試験事務センターまでお問い合わせください。
---------------------------	-----	-------	--------	-----	-------	--------	--

勤務期間	自: <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	から	至: <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	現在勤務中	※以下の期間の勤務は記入しないでください。 ●認可等年月日より前 ●受験申請期限より後 ●証明日より後の勤務(勤務見込等)
------	--	---	---	---	----	--	---	---	---	-------	---

上記勤務期間の総勤務時間数	いずれか1つに√してください。(√なし、複数√は不可)	※2,880(7,200)時間に満たない場合は、必ず総勤務時間数を記入してください。 注意: 「1日8時間×週5日勤務」、「週40時間」等の記入は不可。
---------------	-----------------------------	---

勤務条件について (受験申請の手引きP8のK-1, L-1区分参照)

- 2年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上を受験申請の時点で満たすこと。(高等学校卒業者)
- 5年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上を受験申請の時点で満たすこと。

※複数施設勤務の場合は、あわせて上記の勤務期間になること。複写してそれぞれの施設ごとに本証明書を作成してください。

上記のとおり児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設において、児童の保護に従事^{注意1}していたことを証明します。

公印

※個人印不可

証明日	施設名(証明施設)	公印
平成 年 月 日	施設長名(証明者)	

注意1: 主たる業務が事務職等で児童または幼児と直接携わらない勤務は該当しません。

注意2: 施設が廃園されている場合、当該施設の設置者(法人・自治体)が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって法的に事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合は、その勤務を加算することはできません。

